

ライドシェアを安易に導入すべきではない

賛成多数で意見書可決!! 維新・京都・国民は反対

4月より京都市など全国各地で運用開始した「日本版ライドシェア」について、安全性やタクシードライバーの待遇悪化等の問題点が指摘されてきました。5月市会終了本会議で「ライドシェア事業に係る法制度については地域の実情や課題を踏まえ、慎重な検討を求める意見書」が賛成多数で可決されました。意見書全文は以下の通りです。

ライドシェア事業に係る法制度については地域の実情や課題を踏まえ、慎重な検討を求める意見書

(令和6年6月20日提出)

日本版ライドシェアの先行実施自治体として京都府が選定され、本年4月から始まったところであるが、5月末には、斉藤国土交通大臣から「検証に十分な時間を掛けることが必要で、早急に結論を出すべきではない」との考え方が示された。一方で、政府の規制改革会議においては、「来年の通常国会において関連法案の提出を目指すべき」との声も一部あると聞く。

ライドシェアの議論に当たっては、「利用者の安心・安全」、「市民生活や円滑な道路交通の確保」、「バス・鉄道を含む公共交通事業者の経営や運転士、とりわけタクシーのドライバーをはじめとする担い手の雇用」等といった観点について、地域の実情に即した十分な配慮が必要である。

本年4月に創設された「日本版ライドシェア」は、エリアや時期・時間帯等によっては、現況の交通課題への対策として一定の効果を発揮する可能性も考えられる。

一方で、市街地中心部や嵐山、東山等といった地域では、更なる車両集中で、市民生活や道路交通に大きな支障を来すおそれがあり、収益性の高いエリアのみに参入し、地域の足を広く担う公共交通事業者の経営や雇用への悪影響が生じるおそれなど、現実的には多くの問題が発生することも予想される。

現在、交通の空白地域及び時間帯による空白が発生していることも事実であり、これらの課題解決のために、京都市域で試行実施をしている「日本版ライドシェア」や京都府京丹後市などの交通不便地域で導入している道路運送法第78条第2号に基づく、いわゆる「自治体ライドシェア」などで検証を進めているところである。

よって国におかれては、今後これらの検証や議論において、まず何よりもタクシー乗務員の増員に取り組み、地域の実情や課題を十分に踏まえること。特に、「ライドシェア」を導入した諸外国では、制度化後に訴訟提起が相次いでいるという問題点もしっかりと把握し、安易に「ライドシェア」を制度として導入するのではなく、安心・安全面の確保を第一に地域交通課題解決に向けた検討をすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。